

## フランス人の処世観——そのひとこま

上村 政彦

語学の研修で明け暮れる息抜きに、名物のニースのカーニバルに出かけてみた。一行25名の団体旅行は、いわゆる旅行業者が集めた混成部隊だったが、その約半数は髪の真白い、しわだらけの顔をした老齢な婦人たちで、残りは中年の夫婦やオフィス・レディのように見うけられた。ところで、夜の11時に、集合場所として指定されたリヨン駅に行き、この老人たちをみたとき、実は驚いた。というのは、この団体旅行は夜行列車で発って、また夜行列車で帰ってくるという、大変

なハード・スケジュールによるものだったからである。これほどの強行軍をさせられる旅行に、こんなに多くの老人が参加して、いったい大丈夫だろうか、あるいは、途中で看病させられる破目になりはしないだろうかななどと、内心考えていた。しかし、結局、最後まで何事もなく全員無事に帰りつき、感心したり驚いたり、した次第である（実は、逆に2、3日前からの睡眠不足がたり、私が弱ってしまい、老人たちに心配をかけることになってしまったのは、まったくの醜態であった）。



この旅行で、フランス人の生活について感じたことが二つあった。ひとつは、フランス人が意外に節約家だということで、もうひとつは余暇のすごし方に、日本人とよく似たところがあるということである。

土、日曜の2日を最大限に利用し、しかも、金曜日の夜中に出発して、月曜日の早朝に帰ってくるという、極端に切りつめた団体旅行に、なぜ、老婦人たちが、半数も占めることになるのだろうか？ いろいろ考えてみたが、結局のところ、費用の点で割安だ、ということのようである（そのほか、フランスでは、老人の数が相対的に多く、どこへいっても老人が目につくということもある。）

それから余暇のすごし方の点であるが、最近日本でも週休2日制とか、週5日制とかいう労働時間の短縮が、話題になり、同時に、余暇のすごし方が、いろいろな意味で注目されていることは、周知の事実である。ある有名な大学教授は、外国人に比べて、日本人の余暇のすごし方が、まだ下手であるといっている。つまり、休息をとるべきはずの週休に、レジャーを楽しんで、逆に疲れて帰って

る、くというような不合理性を、指摘したものと思われるが、私は今度の旅行で、フランス人も、結構このような一見不合理な余暇のすごし方をしている事実を、見ることができた。2月10日（月曜）の早朝5時、雪の降りつづくりヨン駅頭で解散した私達一行のなかには、思いなしか、足どりの重い勤め人が何人かいたように思った。

ところで、フランス人が、意外に節約家だということについて、もうひとつ面白いことに気づいた。

カーニバルの騒ぎが、やっと静まりかけた日の夕方、私たちの団体が、利用することになっていた「レストラン・スイス」で、奇妙なことがおこった。というのは、食事の時間になっても、誰もレストランに現われないのである。結局、私達3人と団体の引率者だけで食事をしたわけだが、25人分の食事の用意をしていたレストランの女主人は、大変な剣幕で、団体の引率者にくってかかっていた。

実は、旅行の予定表によると、その夜の食事は、各自自由に食べることになっていたので、もちろんこのレストランで食べる必要は

ない。しかし、団体の引率者が、前もって私たちに対して、当夜は祭りのためどこのレストランも混み合うので、できるだけこのレストランを利用するように、と説明していた。それにもかかわらず、まったく1人のフランス人も、ここに食べに来なかったのである。あとで、帰りの汽車のなかで聞いたところによると、ほとんどの人たちが、街頭の立ち食いのサンドイッチ（日本のそれのようにていねいに作ったものではなく、コッペパンに無造作にハムなどをはさみ込んだもの）で、夕食をすませただそうである。レストランで食べると、10倍以上の費用がかかるので、その気持はわかるが、ほとんどみんながそうだと聞いてびっくりした。

10フランか15フランの夕食を節約して、パンの立ち食いをするというフランス人、あるいは、旅行に夜行列車を利用し、仕事に出かける月曜日の早朝に、バカンスから帰ってくるというフランス人。これらはいずれも、そのよしあしは別として、私が今までなんなくもっていたフランス人についてのイメージとは、ずい分かけ離れたものであった。

（53ページからつづく）

ところで、年金年齢の人びと、パートタイムや補助的な意図で就労する自営業者のような人びとの、拠出に対して、負担の減額など特殊な配慮が加えられている。

さらに、社会保障の改正として、社会的弱者に対する改正も行なわれており、適用の拡大や資格取得条件の緩和が実現された。たとえば、1967年4月と11月の条令は、精神的および肉体的な障害者で、従来では、適用を除外されていた約3万人に対して、健康保険への加入を拡大した。その場合に、新しく適用を拡大された身心障害者達には、拠出の減額や免除など特殊な配慮が加えられている。その外に、家族手当についても、障害者に対する特殊な配慮が採用された。また、入獄中の者などの子女に対する家族手当にも、特殊な配慮が加えられた。

（平石長久　社会保障研究所）